



様式第1号(第2条関係)

乳児等通園支援事業等認可申請書(兼)特定乳児等通園支援事業者等確認申請書

令和8年 1 月 28 日

丸亀市長 宛

所在地 香川県丸亀市田村町1676番地1

申請者 氏名(又は名称) 社会福祉法人 虎岳会  
代表者氏名 理事長 土井マスミ

児童福祉法第34条の15の規定による認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	虎岳保育園			
事業所の所在地	香川県丸亀市田村町1676番地1			
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒763-0071 香川県丸亀市田村町1676番地1			
	電話:	0877-58-4401		
	メール:	[REDACTED]		
設置者・事業者の代表者	フリガナ	ドイ マスミ	職名	理事長
	氏名	土井 マスミ	生年月日	[REDACTED]
事業の開始予定年月日	令和 8年 4月 1日			

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

## こども誰でも通園制度のご利用について

社会福祉法人虎岳会  
虎 岳 保 育 園  
丸亀市田村町1676番地1  
TEL 0877-58-4401

虎岳保育園では、子どもたちが心身ともに健やかに育成されることを目的として乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」を行っています。

### \* 支援の提供を行う日

支援の提供を行う日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第3条に規定する休日
- (2) 1月2日、3日及び12月29日から12月31日までの日  
及び8月13日から16日
- (3) 園行事のある日・土曜日

### \* 支援の提供を行う時間

9：00 ～ 12：30

但し 1か月 合計10時間まで

### \* 支援の利用料

こども一人 1時間当たり 300円

### \* 給食費

一日当たり 昼食代 210円

朝のおやつ代 50円

### \* その他利用上の注意点

- ・ 支援を希望する保護者は、「こども誰でも通園制度認定申請書」に記入の後、認定証の発行を受け、利用の際は提示してください。
- ・ 利用料は、お帰りの際に現金でお支払いください。
- ・ 利用乳児が満3歳に達した時、又は保育所施設等へ入所する等利用要件に該当しなくなった時には支援は終了となります。